

○財務省告示第三百九十七号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税關官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月二十日から適用する。

平成二十五年十二月十八日

財務大臣 麻生 太郎

第三十五号を第三十六号とし、第三十一号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一 長崎税關三池税關支署久留米出張所